

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公表番号】特表2004-506228(P2004-506228A)

【公表日】平成16年2月26日(2004.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-008

【出願番号】特願2002-517491(P2002-517491)

【国際特許分類】

**G 02 B 21/34 (2006.01)**

**G 02 B 1/10 (2006.01)**

【F I】

G 02 B 21/34

G 02 B 1/10 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月13日(2007.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】(a) 第1表面と第2表面とを有する光透過性高分子支持体と、(b) 前記支持体の前記第1表面上に配置されており、アルキルアクリレート、アルキルメタクリレート、およびそれらの組合せからなる群より選ばれた高分子を含んでいる不粘着性結着層と、

(c) 前記支持体の前記第2表面上に配置された保護コーティングとを含む、可撓性光透過性カバースリップ。

【請求項2】前記支持体が、ポリメチルメタクリレート、ポリエステル、テレフタレート、二酢酸セルロース、三酢酸セルロース、およびステレンアクリロニトリルコポリマーからなる群より選ばれる、請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項3】前記アルキルアクリレートが、2-エチルヘキシルアクリレート、アクリル酸イソボルニル、アクリル酸イソオクチル、n-ブチルアクリレート、t-ブチルアクリレート、およびそれらの組合せから選ばれ、かつ前記アルキルメタクリレートが、メタクリル酸イソボルニル、およびメタクリル酸シクロヘキシル、およびそれらの組合せからなる群より選ばれる、請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項4】前記保護コーティングが、シリコーン、フルオロシリコーン、フルオロケミカル、フルオロエーテル、シリコーンアクリレート、シリコーンエポキシ、セラマー、およびそれらの組合せからなる群より選ばれた高分子を含んでいる、請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項5】前記保護コーティングが、70重量%より多くのセラマーおよび30重量%未満のシリコーンアクリレートを含んでいる、請求項4に記載のカバースリップ。

【請求項6】約1.40～1.60の屈折率を有する請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項7】前記光透過性支持体上に配置された格子線をさらに含んでいる、請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項8】約49(120°F)の条件に少なくとも7日間曝されても、プロッキングを生じることなく巻き出すことが可能な、ロール状の請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項 9】 カバースリップ装着スライドを得るために、キシレンに曝された着色組織標本の顕微鏡用スライド上に配置され、前記カバースリップ装着スライドが約49(120°F)および約90%相対湿度の促進老化条件に少なくとも7日間曝されても顕微鏡用スライドからのカバースリップ材の浮きまたは膨らみが実質的になく、着色剤の退色または浸出が実質的でない、請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項 10】 前記結着層が、キシレン、トルエン、テルペン、d-リモネン、ヤシ油のエステル、脂肪族炭化水素の混合物、およびそれらの組合せからなる群より選ばれた溶剤で活性化される、請求項1に記載のカバースリップ。

【請求項 11】 (a) 標本を顕微鏡用スライド上的一部に置き、

(b) (i) 第1表面と第2表面とを有する光透過性高分子支持体、(ii) 前記支持体の前記第1表面上に配置されており、アルキルアクリレート、アルキルメタクリレート、およびそれらの組合せからなる群より選ばれた高分子を含む不粘着性結着層、および(iii) 前記支持体の前記第2表面上に配置された保護コーティングを含むカバースリップを前記標本と前記スライドの上にあてがい、

(c) 活性化溶剤を前記カバースリップに塗布するという各ステップを含み、

前記活性化溶剤に曝されると、前記結着層の少なくとも一部が溶解して、前記カバースリップが前記標本と前記顕微鏡用スライドに接着して作製されたスライドが得られる、光学顕微鏡検査法用の標本の作製方法。